**平成２５年（フ）第１１８９号**
埼玉県川口市芝下３丁目16番39号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市前川町３丁目670番地
破産者　細野　博昭
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第８３号**
さいたま市見沼区堀崎町221番地２　オークヒルズ堀崎301
破産者　鬼澤　　進
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第９７号**
埼玉県上尾市大字小敷谷２番地１　日建シェトワ５―404
破産者　熊谷　榮治
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第９３号**
大阪市中央区高津２丁目６番４―202号、申立て時の住所千葉県匝瑳市飯塚1331番地１
破産者　向後　郁美
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１４号**
富山県滑川市山王町2027番地
破産者　水野　園子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１９４号**
長野県須坂市大字小河原1573番地
破産者　土屋　晴男
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第４６号**
静岡県焼津市三和1095番地の１
破産者　佐野　秀樹
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５３６７号**
大阪府守口市大久保町２丁目14番５号
破産者　松岡工業こと　松岡　正雄
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８２号**
大阪市浪速区大国３丁目９番23―804号
破産者　吉村　夏樹
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３４７号**
大阪市東淀川区小松４丁目６番14―502号
破産者　車田　季之
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７４８号**
堺市東区南野田359番地７　レジデンス北野田202号
破産者　金子　義弘
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８０３号**
大阪市西成区千本南１丁目22番７号　アースヒルズＢ35号
破産者　増田　　悟
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８５２号**
大阪府八尾市八尾木北６丁目100番地　ドゥヴァンルパルクカワムラ301号
破産者　スタジオアルファこと　三浦　敏郎
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第９５２号**
堺市西区神野町３丁５番16号　グレース津久野Ⅱ306号、前住所堺市西区津久野町１丁６番35―202号
破産者　比留井吉二
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１２０８号**
大阪府高石市千代田４丁目３番８号
破産者　ＤａｉＫｏｕ（大晃）こと　三塩　一晃
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１０４号**
堺市堺区今池町６丁４番37号
破産者　幸田　宣慶（旧姓川端）
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第７３号**
岡山県津山市神戸307番地２
破産者　谷元　清治
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２５年（フ）第６１５号**
北九州市戸畑区夜宮３丁目９番１―405号
破産者　黒川　仁志
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部